

「スポーツ・インテグリティ推進事業」委託要項

令和2年3月5日
スポーツ庁次長決定
令和3年3月17日一部改正
令和4年7月14日一部改正
令和5年6月6日一部改正
令和6年4月19日一部改正

1 趣旨

スポーツ界における透明性、公平・公正性の確保はスポーツ活動の基盤であり、その実現に向け、スポーツ団体ガバナンスコード（以下「コード」という。）の実効化に向けた支援、スポーツ仲裁の推進、スポーツ団体における多様な人材の配置に向けた支援及びスポーツ団体間の連携や統合に向けた環境整備等を行う。

2 委託事業の内容

（1）スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援

コード本来の趣旨や目的も含め、コードの内容に関するスポーツ団体の理解促進を図るとともに、スポーツ団体がコードの遵守に向けて主体的に取り組めるよう、ワークショップの開催等の取組を行う。

（2）スポーツ仲裁活動推進事業

スポーツ仲裁の一層の活用を図るため、競技者へのスポーツ仲裁の理解増進のための研修会やスポーツ仲裁裁判所等の諸外国機関と連携した人材育成等を行う。

（3）スポーツ団体における多様な人材の配置促進

スポーツ団体の運営にあたって多様な意見を反映できるよう、女性役員をはじめとする多様な人材のスポーツ団体への配置を促進するため、スポーツ団体と人材のマッチング支援等を実施する。

（4）スポーツ団体間の連携・統合に向けた環境整備

スポーツ団体間の連携の強化、統合を含む団体の新たな在り方の検討を支援するため、検討をサポートするためのコンサルティングや、連携・統合を進めるスポーツ団体向けの手引きの作成等を行う。

3 事業の委託先

法人格を有する団体。

4 委託契約期間

委託契約締結日から委託契約書に定める日までの間とする。

5 委託手続

- （1）団体が事業の委託を受けようとするときは、委託事業実施計画書等をスポーツ庁に提出すること。
- （2）スポーツ庁は、上記により提出された委託事業実施計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、団体と委託契約書を取り交わし、事業を委託する。

6 委託経費

- (1) スポーツ庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 以下の経費は対象としない。
- ア 契約期間外に使用した経費
 - イ 国や地方公共団体から同一事業に対して補助金、委託費等が支給されている場合の事業経費
 - ウ 営利のみを目的とした経費
 - エ 委託先の業務運営に係る人件費、旅費、光熱水料等の恒常的な経費
 - オ 親睦を深めるための交際経費
 - カ その他本事業と関係の無い経費
- (3) スポーツ庁は、委託先が委託要項又は委託契約書等に違反したとき、又は本事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 事業完了（廃止）の報告

委託先は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写を添えて、スポーツ庁に提出しなければならない。

9 委託費の額の確定

- (1) スポーツ庁は、上記8により提出された委託事業完了（廃止）報告書及び委託経費決算書等について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) スポーツ庁は、委託先が実施する事業の内容が本事業の趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) スポーツ庁は、本事業の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) スポーツ庁は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。また、委託先は、スポーツ庁の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (4) 委託先は、本事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、事業報告書等、スポーツ庁への提出物全てについて、個人情報を含めてはならない。事業実施に活用する個人情報は、委託先の責任の下、法令を遵守し

取り扱わなければならない。

(6) 委託先は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示しなければならない。

(7) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別に定める。